

令和8年1月 名古屋港審議会専門部会会議録

1 開催日時 令和8年1月20日(火) 午前10時28分～午前10時59分

2 開催場所 アイリス愛知2階 コスモスの間

3 出席者氏名 (50音順、敬称略)

部会長	秀島 栄三	(名古屋工業大学大学院工学研究科教授)
委員	池原 修	(名古屋海運協会会長)
	伊藤 大	(名古屋市住宅都市局長)
	杉本 恒	(全日本港湾労働組合東海地方名古屋支部執行委員長)
	高見 昌伸	(名古屋港運協会会長)
	富田 昭雄	(名古屋港管理組合議会副議長)
	富田 英治	(国際臨海開発研究センター調査役)
	中林 久子	(名古屋港長)
	ふじた 和秀	(名古屋港管理組合議会議長)
	武藤 正春	(東海倉庫協会副会長)
臨時委員	佐藤 雅	(中部運輸局交通政策部長)
	山根 知洋	(中部地方整備局港湾空港部計画企画官)

(欠席)

	片桐 靖幸	(愛知県都市・交通局長)
	中村 広樹	(中部運輸局長)
	森本 輝	(中部地方整備局長)

(名古屋港管理組合出席者)

専任副管理者	横地 玉和
政策企画部長	葛山 裕司
総務部長	小島 陽一
港営部長	米津 仁集
建設部長	松島 和宣
政策企画部理事(総合調整担当)	前川 健
政策企画部次長	高下 秀一

港営部次長	木 下 嘉平太
政策企画部参事（政策推進担当）	伊 藤 慎 悟
政策企画部参事（政策企画担当）	山 田 洋 二
総務部参事（県市政策調整担当）	藤 井 由 佳

名古屋港審議会専門部会会議録

開催日時：令和8年1月20日（火）

午前10時28分～午前10時59分

開催場所：アイリス愛知 2階 コスモス

会 議

[開会の辞]

○事務局・青井政策調整課長 定刻前ではございますが、皆様お集まりのようですので、ただいまから、名古屋港審議会専門部会を開催させていただきます。

私は、本審議会の事務局を務めております、名古屋港管理組合政策企画部政策調整課の青井でございます。よろしくお願いいたします。

本来であれば、ご出席の委員皆様方をご紹介させていただくのが本意ではございますが、時間の都合もございますので、お手元に配付させていただきました名簿及び席次をもちまして、ご紹介に代えさせていただきます。

審議が開始されるまでの間、写真撮影を許可しておりますのでご了承ください。

また、ご発言の際には、恐れ入りますが、お名前を名乗っていただき、その後にご発言をお願いいたします。

当専門部会の議事進行につきましては、名古屋港審議会条例の定めによりまして部会長が務めることとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ではございますが、部会長からのご挨拶をもちまして、会議に入らせていただきます。

部会長、よろしくお願いいたします。

[部会長挨拶]

○秀島部会長 部会長を務めさせていただきます、名古屋工業大学の秀島でございます。よろしくお願いいたします。

以下、着座にて失礼します。

ただいまから、名古屋港審議会専門部会を開会いたします。

本日ここに名古屋港審議会専門部会を招集させていただきましたところ、委員の

皆様には、ご多忙中にもかかわらずご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、「港湾環境整備負担金対象工事の指定について」でございます。

よろしくご審議の上、適切にご議決を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

はじめに、専任副管理者からご挨拶をお願いいたします。

[専任副管理者挨拶]

○横地専任副管理者 皆様、おはようございます。専任副管理者の横地でございます。

一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より名古屋港の発展に向けご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

そして、昨年、令和7年の名古屋港の港勢でございます。総取扱貨物量は24年連続して日本一、外貿コンテナ取扱個数は昨年同様全国3位、自動車輸出台数は47年連続日本一となる見込みでございます。

これらは港に関わる多くの皆様のご尽力の成果であり、深く感謝申し上げます。

名古屋港では、中部圏のものづくり産業を強力に支援するため、船舶の大型化等に対応した港湾機能の強化などの取組を進めているとともに、防災面におきましては、ハード・ソフトを含めた安心・安全を支える港づくりの取組、あるいは良好な港湾環境の形成に向けた取組などについて鋭意取組を進めているところでございます。

このような中、いろいろ状況は変わっております。名古屋港を取り巻く環境の変化に対応しつつ、持続的な発展を実現すべく、関係者の皆様のご意見を賜りながら、おおむね20年から30年先を見据えた新たな長期構想の策定に向け、現在、鋭意策定に取り組んでいるところでございます。

委員の皆様方におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日諮問させていただきますのは、「港湾環境整備負担金対象工事の指定について」でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

どうぞよろしく申し上げます。

○秀島部会長　　ありがとうございました。

〔委員出席状況報告〕

○秀島部会長　　それでは、審議に入ります前に、事務局から本日の出席状況について、報告願います。

○事務局・青井政策調整課長　　それでは、ご報告させていただきます。

本日は、臨時委員といたしまして、中部地方整備局山根様、中部運輸局佐藤様にご出席いただいておりますので、ご報告させていただきます。

また、臨時委員を含めた委員総数 16 名のうち、ご出席いただいております委員は 12 名でございます。

したがいまして、名古屋港審議会条例第 7 条第 2 項に定めております、会議の開催に必要となる委員総数の過半数を満たしております。

以上、ご報告申し上げます。

○秀島部会長　　ただいまの報告のとおりでございます。

〔会議録署名者の指名〕

○秀島部会長　　続きますして、本日の会議録署名者でございますが、池原委員と中林委員の 2 名を指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

〔審議〕

○秀島部会長　　それでは、審議に入ります。

港湾環境整備負担金対象工事の指定について説明をお願いいたします。

○米津港営部長　　港営部長の米津でございます。

私から、港湾環境整備負担金対象工事の指定につきましてご説明させていただきます。

それでは、失礼しまして着座にて説明をさせていただきます。

お手元には、白い冊子の「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（案）」とカラー刷りの説明資料をお配りさせてもらっております。カラー刷りの説明資料につきましては、負担金制度の概要などを取りまとめておりますので、まずは、これに沿って説明をさせていただきます。

初めに、港湾環境整備負担金制度の概要についてご説明いたします。

まず、制度の趣旨についてでございます。

港湾は、流通や生産の場として多様な活動が行われています。そのため、他の地域と比較して事業活動の集積が著しく、環境問題も発生しやすいことから、環境の整備・保全が特に必要な状況にあります。

こうした中、港湾管理者は港湾全体の立場から環境保全のための事業を行っており、その事業の効果は、港湾で事業活動を営んでいる事業者の方々にも及びます。

そこで、港湾で事業活動を営む事業者の方々にも、港湾の環境整備、保全の費用の一部負担を求めることができると港湾法において定められております。これを受け、名古屋港でも、名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例に基づき、負担対象工事を指定し、負担金の徴収を行っております。

港湾環境整備負担金の対象となる工事は、制度の趣旨に適合するものに限定され、港湾管理者が指定し、告示したものが負担金の対象工事となります。現在では、港湾管理者が施工する 3 種類の工事がこれに当たります。具体的には、緑地等の港湾環境整備施設の建設または改良の工事、除草等の港湾環境整備施設の維持の工事及び港湾における漂流物の除去等の工事です。

また、負担対象工事の種類により、対象となる区域が異なります。

港湾環境施設の建設・改良の工事と維持工事については、港湾の陸域である臨港地区のみでございます。そして、港湾における漂流物の除去等の工事については、臨港地区と水域である港湾区域を合わせた区域が負担区域となります。

次に、負担対象となる事業者についてです。

毎年度末の 3 月 31 日の時点で負担区域内にある工場または事業場の水面を含む敷地面積の合計が 1 万平方メートル以上の事業者の方が負担対象事業者となります。なお、負担対象事業者は、原則として、工場・事業場の土地所有者ではなく、現に事業を営んでいる事業者の方となります。

負担金の計算は、まず、負担対象工事費ごとに負担割合を乗じます。負担割合は、負担対象工事に要した費用のうち、事業者の方々にご負担していただく割合のことです。負担対象工事費の 2 分の 1 を基本とし、工事の規模や港湾環境との関係性等を考慮して、港湾管理者が定めております。そして、負担区域全体の工場・事業場敷地面積等を分母に、各事業場の敷地面積等を分子としたものを乗じて算定いたします。

負担金の徴収手続の今後の流れをご説明いたします。

本日開催の名古屋港審議会専門部会にて意見聴取を行った後、名古屋港管理組合公報におきまして負担工事の指定の告示を行い、負担対象事業者の方々への負担金額の確定通知を経て、事業者の方々に負担金の納付を行っていただきます。

以上が、港湾環境整備負担金のたまかな説明となります。

それでは、本年度の負担対象工事の指定（案）につきましてご説明させていただきます。

まず、3つある負担対象工事の一つである、港湾環境整備施設の建設または改良の工事です。

当該工事について、本年度は、中川運河プロムナード緑地整備その他工事、ガーデンふ頭西遊歩道安全柵改修工事の2件を対象としております。

中川運河プロムナード緑地整備その他工事は、当該箇所において、スロープ、階段、境界フェンスの設置を行ったものでございます。

ガーデンふ頭西遊歩道安全柵改修工事は、ガーデンふ頭の西側護岸遊歩道におきまして、利用者の安全を確保するため、既存のポールとチェーンを撤去し、より安全性の高い柵に改修したものでございます。これまで南側部分を改修しており、今回は北側部分を改修いたしました。

これらの工事に要した費用は、中川運河プロムナード緑地整備その他工事が5,846万4,000円、ガーデンふ頭西遊歩道安全柵改修工事が5,364万8,000円、合わせて1億1,211万2,000円となっております。

負担対象工事に要した費用のうち、事業者の方々にご負担いただく負担割合は、それぞれ、緑地の性質を考慮し、原則2分の1から下げて、中川運河プロムナード緑地整備その他工事は、都市機能と連携し一般市民の利用が多く見込まれる緑地に係る工事のため16分の1、そしてガーデンふ頭西遊歩道安全柵改修工事は、港湾立地企業と周辺住民の受益を対象とした緑地に係る工事のため4分の1としています。

続きまして、二つ目の港湾環境整備施設の維持の工事でございます。

この工事では、名古屋港内の既に整備した臨港緑地や緩衝緑地において除草、清掃、附属施設の修繕等を行っております。

これらの維持工事に要した費用は2億23万1,000円で、負担割合は2分の1となります。

最後に、港湾における漂流物の除去等の工事でございます。これは港湾区域であ

る水域において大型漂流物の除去等を行うものでございます。

漂流物除去等のための工事に要した費用は3,561万1,000円、負担割合は2分の1となります。

以上のことから今年度の港湾環境整備負担金徴収予定額は、表の一番下、右から二つ目に赤く囲んでおります1億625万5,000円で、1平方メートル当たりの負担金額は、その右側の欄の3円75銭となるものです。

なお、この案につきましては、去る10月に、負担事業者の代表の方々にご理解とご協力をいただくため、書面にてご説明をさせていただいております。

港湾環境整備負担金の概要等については以上でございます。

次に、お手元に配付しております白い冊子がございます。「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（案）」についてご説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目に負担対象工事の指定の趣旨について掲載しております。

港湾法及び名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例に基づき、令和7年度の負担金の徴収対象に指定する港湾工事を定めるものでございます。

続きまして、2ページ、3ページでございます。

2ページ、3ページには、先ほどご説明をいたしました、負担対象工事の概要等の内容について一表にまとめたものを記載してございます。

そして4ページでございます。4ページには、緑地整備箇所図を掲載してございます。

以上をもちまして港湾環境整備負担金対象工事の指定についての説明を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○秀島部会長　ありがとうございました。

ただいま説明のありました本件につきまして、ご質問またはご意見がございましたら、どうぞご発言ください。

○富田英治委員　富田でございますが、2点ほどお伺いしたいんですけれども。

1点目は、今のご時世、いろんな物価がどんどんどんどん上がってきていて、特に建設関係の工事費の値上がりというのはすごいものがあると思うんですよね。

これは負担金の対象工事も多分同じような状況なんだろうと思うんですが、かと

いって、値上がりしたからといって、環境整備負担金をどんどん増やすというわけにもいかないと思うので、いろいろそこら辺は節約の工夫とかをされているんだと思いますが、具体的にどんな工夫をされているのか、あるいはどんな問題があるのかというのがあれば、教えていただきたい。

それから、先ほど負担金については、昨年10月に書面で事業者の皆さんの了解を得たとおっしゃいましたですかね。というお話だったんですが、いずれにしても、この物価の高騰の中で、負担金そのものは増えなくても単価的には上げざるを得ないというような状況だと思うので、そこら辺すなりとご理解いただいたのかどうか、あるいはご理解いただくためにどんなことをされたのか、そこら辺も差し支えない範囲でお教えいただければと思います。

よろしく申し上げます。

○秀島部会長 事務局、回答をお願いします。

○松島建設部長 建設部長の松島でございます。

まず、1点目の工事費高騰に対応するコスト抑制についてということで、委員ご指摘のとおり、近年、工事の資材価格が高騰しております。また、技術者とか技能者が不足しているということで、人手不足が原因となった人件費の上昇、また、働き方改革ですね、こういったことでまた経費も計上されているということで、近年、こういった問題が複合的に絡み合って工事費が増加しているという状況でございます。

しかしながら、こういった工事費用の増加というものが港湾事業者の方々にとっても負担額の増加につながるということもありますので、まずは、こういった緑地整備を計画する段階で慎重に施設の計画を立案することと、また、工事の段階では適切な材料、コスト意識を持って適切な材料を選定することと、整備コストの抑制に努めているところでございます。

以上です。

○米津港営部長 そして、事業者の方々へのご理解とご協力につきましてでございますけれども、再度のお話となりますけれども、去る10月に負担対象の事業者の代表の方々に理解とご協力をいただくために、書面にてご説明させてもらった次第でございます。

もちろん、この説明につきましては丁寧に説明することが必要になると考えてお

りますので、今後とも、当懇話会を通じまして事業者の皆様方にしっかりと説明を行っていくことが必要と考えております。

以上、このように行ってまいります。

○秀島部会長 富田委員、よろしいでしょうか。

○富田英治委員 特に工事費についてはいろいろ、多分計画の見直しなんかも含めて対応されているんだと思うんですが、例えば中川運河のプロムナードの整備ですとかガーデンふ頭の柵の改修工事とか、これは単年度じゃなくて何年かに分けて進められているわけですけれども、やはり当初の計画から少し実施期間が長くなってしまふというようなことは、実際今問題が起きてきているのでしょうか。

○松島建設部長 建設部長の松島です。

ご指摘のとおり、やはり最初の予定していた事業費から上がっておりますので、進捗というものがそれなりには遅れている段階でございます。けれども、なるべく早期供用できるように、いろいろ予算の要望とかも行いながら、なるべく早く供用できるよう努力しているところでございます。

○富田英治委員 ありがとうございます。

優先順位をよく考えて、必要なところから順次やっていくと、こういうことだろうと思いますので。

ありがとうございました。

○秀島部会長 ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○伊藤委員 伊藤です。2点あります。

本日の説明のところで、資料ですと8ページのところで、①と②、中川プロムナード緑地整備と②のガーデンふ頭西遊歩道安全柵、それぞれ、負担割合16分の1と4分の1、これは11ページに書いていますかね。こちらの説明に関して、例えば①は、先ほどの説明ですと都市機能ですとか一般の方が利用するという説明がありましたけれども、その説明だけですとこれがなぜ16分の1になるのかというのが、我々委員の側としては、それが果たしていいのかどうかというのは分かりません。

どういう目的でどういう観点でこういうことをしたと、先ほどの委員の方がおっしゃっていた、どういう説明を事業者にしたのかという、先ほどの、都市機能ですとか一般の方が利用するという一言だけの説明では恐らくご理解はいただけない

ないのではないかと推察します。我々委員に対する説明としては不十分かなと感じました。

2点目は、全体のこの部会の説明なんですが、こういうことをしました、こういう割合ですというのはあるんですけども、果たしてそれだけでいいのかというところはありまして。こういうことはどういう目的で、どういう効果を狙って行っています、実際行ったのはこういう効果がありましたですか、事業そもそもの説明がないと、その指定がいいのかどうかというのがなかなか判断がつきづらいというのが正直なところです。

以上です。

○秀島部会長 事務局、回答をお願いします。

○米津港営部長 港営部長の米津でございます。

まず1点目の中川運河の堀止の近くのプロムナードの緑地の整備等につきましては、16分の1というところで、この理由としましては、都市機能と連携をしまして広域からの一般市民の利用が多く見込まれる緑地に係る工事として、16分の1としてございます。

中川運河の堀止の近い場所につきましては、港湾機能が南のほうに展開されてございますけれども、都市部に近いところの緑地の開発というところもございまして、その利用をされる対象の方々が、港で働く方々のみならず、一般市民の利用が多いため、16分の1と負担割合を決めているところでございます。

ガーデンふ頭西の柵の改修につきましては、4分の1というところで、こちらは、ガーデンふ頭が港湾物流機能とも近いということもございまして、港湾立地企業の方々と周辺住民の方々両方が受益を受けられるため、4分の1というような負担割合とさせていただいております。

続きまして、その事業の効果についてでございますけれども、委員おっしゃるとおり、こういった緑地を整備した中で、どのような形で対象とした方々に利用されているのかというところの検証が必要であるというふうに考えております。また港湾を皆様様が継続して使っていただくような環境を維持していくことも大切だと考えておりますし、臨港地区のみならず水面にもたくさんの漂流物等が流れてまいりますので、環境を良好な状態に維持していきたいと考えております。しっかり皆様方の意見等もお伺いしながら、今後とも環境の整備や維持をしっかりとしてまいりた

いと考えております。

○伊藤委員　ありがとうございます。

私が聞きたかったのは、意気込みですとかそういうことに心がけていますというところではなくて、これまで整備・維持を行ってきたからこういうことがありましてというところで、緑地を整備したから、その効果が周りの住民の方にある、それが実際にこういうことに繋がっているから負担を求めます、これが適切です、というところを審議できるのかなと思ったんですけれども、また改めて別の場でご説明いただければと思うので、私は以上です。

○秀島部会長　ありがとうございます。

今の件は、この工事を着手する前の段階で、どこかで議論する場というのはあるんでしょうか。

○米津港営部長　港湾緑地を整備する前につきましては、港湾計画の中で緑地の位置づけをしておき、どのような形で効果が発揮されるかということも含めて検証した上で進めているというふうに認識をさせていただきます。

○秀島部会長　伊藤委員、そのようなステップがあるということではいかがでしょうか。

○伊藤委員　かしこまりました。十分です。

○秀島部会長　あと16分の1とかというのは、原則が2分の1でそれ以外は4分の1か16分の1か、もしかしたらさらにいくと。数字は限られているという理解でよいですか。

○米津港営部長　負担割合につきましては、原則は2分の1となっております。そして、その負担割合は、対象とする受益者の方々を鑑みて、4分の1、8分の1、16分の1というふうに分けてございます。

○伊藤委員　それが書かれているのがこの例規集の資料の中にあるのでしょうか。例えば告示が入っているという理解でいいんですかね。それが、我々委員の審議の場で、その割合なんだな、どれが適切なんだなというところを審議しているという認識なんですけど。

例規集をつけている意義なんですけれども、どこを見ても記載がありません。

ここに書いていますというのを示していただければ、それで終わります。

○米津港営部長　例規集には、具体的な4分の1、8分の1、16分の1といった数字の記載はしていないところでございます。

その負担の工事の状況を鑑みて、負担割合を港湾管理者のほうで定めているというところがございます。

○伊藤委員 時間を取ってすみません。それがどこに書いてあるんですかね。

今の話は2分の1、4分の1、8分の1、16分の1というところで、どれが適切かというところで。

細かい話になっているので、よろしいです。皆さんお時間あるでしょうから、また改めての場でご説明いただければ。

○秀島部会長 慣例によりとかそういうこともあるのかなと思いましたがけれども。

そうしたらこの件はまたご検討いただくとしまして、ほかの件でご意見ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、ご意見は出尽くしたということで、本件につきまして、管理者の諮問案を適当と認めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

それでは、原案のとおり答申することに決定いたします。

以上をもちまして、審議は終了いたしました。

会議の終了に当たり、専任副管理者からご挨拶をお願いいたします。

〔専任副管理者挨拶〕

○横地専任副管理者 本日はどうもありがとうございました。大変熱心なご審議をいただきまして、深く感謝申し上げます。

今日いただいた意見を踏まえて、今後ともしっかり環境整備とかそういった議論ができるよう努力していきたいと思っております。

また、全般として、名古屋港のさらなる発展に向け尽力してまいりますので、今後とも格別なご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

〔部会長閉会挨拶〕

○秀島部会長 ありがとうございました。

会議の終了に当たりまして、私からもご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、熱心なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

皆様のご協力により適切な答申ができますことを心からお礼申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

これを持ちまして名古屋港審議会専門部会を閉会いたします。

ありがとうございました。

[閉会の辞]

○事務局・青井政策調整課長 これを持ちまして名古屋港審議会専門部会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

会議録署名者 部 会 長 秀 島 栄 三

委 員 池 原 修

委 員 中 林 久 子

